

平成24年第3回瑞穂市議会定例会会議録（第2号）

平成24年9月10日（月）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 議案第45号 瑞穂市収入印紙等購買基金条例の制定について
- 日程第2 議案第46号 瑞穂市就業改善センター条例を廃止する条例について
- 日程第3 議案第47号 瑞穂市保育所条例等の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第48号 瑞穂市防災会議条例及び瑞穂市災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第49号 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第50号 瑞穂市地区計画等に関する手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第51号 瑞穂市駐車場条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第52号 瑞穂市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第53号 平成23年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第54号 平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第55号 平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第56号 平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第57号 平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第58号 平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第59号 平成23年度瑞穂市水道事業会計決算の認定について
- 日程第16 議案第60号 平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第61号 平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第62号 平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第63号 平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第64号 平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第65号 平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第66号 平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	古川 貴 敏	2番	くまがいさちこ
3番	西岡 一 成	4番	河村 孝 弘
5番	庄田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏 明	8番	堀 武
9番	山田 隆 義	10番	松野 藤四郎
11番	広瀬 捨 男	12番	若井 千 尋
13番	清水 治	14番	広瀬 武 雄
15番	若園 五 朗	16番	広瀬 時 男
17番	小川 勝 範	18番	星川 睦 枝
19番	藤橋 礼 治		

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗
監 査 委 員 事 務 局 長	松 井 章 治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書 記	伊 藤 巧
書 記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 議案第 45 号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、議案第 45 号瑞穂市収入印紙等購買基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 2 議案第 46 号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第 46 号瑞穂市就業改善センター条例を廃止する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範議員。

17 番（小川勝範君） おはようございます。

議席番号 17 番 小川勝範でございます。

議案第 46 号について御質問をさせていただきます。

先般、会派の質問のときに、この案件等について教育委員会が説明をしたんですが、まだ現に教育委員会は使っておらんわけですね。今まで産業建設で使っておって、使っておる者が本当は廃止するべきやないのか、次に公民館を使う者が廃止するのか、その点ちょっと御質問をしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいまの小川議員からの質問でございますが、実際には瑞穂市になって以降、就業改善センターにおきましては、基本的には維持管理につきましては教育委員会のほうでお願いをしております。

今回の廃止につきましては、条例の廃止は国・県の許可をいただきましたので、今回一体利用をしたいということで公民館のほうへお願いするわけですが、産業建設としてはこの就業改善センター本来の、先ほど言いましたように従前からも公民館として使用しておりますので、今回は廃止だけですので、それ以降の、例えば今回出ております使用料の関係、主に使用料の関係ですが、こういうものについては教育委員会のほうで審議をしていただいたほうがいいということで、本来ですと都市整備部のほうとしては廃止だけですので、今回、これから先のことをお願いするという形で文教のほうをお願いしたという形になっておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） 福富部長がちょっと苦しい答弁をしたでしょう。これは昔、巢南町時代に、工業導入法の関係で立派な就業センターができたんですよ。そして、法律的には現に廃止してから教育委員会が使うんですよ。もう既にずうっと前から使っておるんですが、要は本当の私の思いは、福富部長の配下で廃止をして、そして正式に教育委員会で受けるべきやないかと。そこはどうですか。教育長、もし何でしたら答弁してくれますか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今、小川議員の御指摘のとおりだと思いますが、今回教育委員会と都市整備のほうで、後に使うんだからということで、このような教育委員会が提案するということになりましたが、御指摘のとおりだと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 小川勝範君。

17番（小川勝範君） できれば要望でございますが、産業建設委員会の協議会でも過去のいろんな話を委員さんにちょっと説明していただいて、協議会ですよ、部長。ちょっとそこら辺の話を産業建設委員の皆さん方に、過去の経歴のお話を委員会でしていただくことをお願いしたいと思います。以上、終わり。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今御指摘のとおり、産業建設委員会の協議会のほうでも今までの経緯等については、国・県の許可の関係もでございますので、説明をしたいと思いますのでよろしく申し上げます。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第3 議案第47号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第3、議案第47号瑞穂市保育所条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第4 議案第48号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第4、議案第48号瑞穂市防災会議条例及び瑞穂市災害対策本部条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） おはようございます。失礼します。議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

私は、議案第48号について質疑をいたします。

この新旧対照表を見ますと、第4条、防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができるというのがございまして、ページをめくりますと、2のところ学識経験者、学識経験のある者というのを識見を有する者に変えるという内容がございます。これは、まず何のためにこれをこのように変えるのかということ、まずお聞きいたします。お願いします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

まず学識経験者と言われると、どちらかといいますと学問上の識見と豊かな生活経験のある人と、一般的には学問に精通をしている方というのが重きに置かれるかと思えます。また、識見を有するということになりますと、物事を正しく判断・評価できる人ということで、基本的にはもう少し広く概念が持てるのかなあというところはございます。

今回、私どもの条例は、それに相当するところが一応2カ所ございます。また、私どものいろいろな条例の附属機関とか審議会の条例等につきましても、おおむね識見を有するということで、実を言いますと、ほぼ統一ができておるかと思えます。これは、一時期学識経験者のと

ころのそうした手直しをという一部状況がございまして、それぞれの附属機関なり審議会などで、やっぱり学問的にそういう人をきちんと委員に備えないかということであれば、そういう方をまた推薦すると。状況に応じていいかと思っております。

この防災会議条例も、上位法を見てもと学識経験者ということがございます。国とか県などは、やっぱりいろいろ学問的な部分を持って、そのデータを私どもへいただくということですので、どちらかといいますと、私どもの防災会議等についてはそうしたデータをもとに、本来ですと自分のところでそういうのをやらなあかんのやないかという意見もあろうかと思えますけれども、国・県からしっかりとした学術の部分をお願いしておりますので、どちらかといいますと、そういうものをきちんと見きわめながら、このまちにとっては何が重要かということを中心に防災会議等で審議をするということが必要かなと思っております。

ですので、この言葉を学識経験者、識見を有する者ということで区分けをしてどうするかということではなくて、それぞれの条例の中で最大限、審議会や附属機関に合った委員さんをお願いするというところでよろしいかと考えております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 識見者のほうがどちらかという幅が広いんじゃないかと言われましたが、私は学識経験者のほうが幅が広いと思うんですね。学識の識と識見者の識は同じですので、学識経験者は経験・知識プラス学問的、専門的なものを持っているという意味ですので、そちらのほうが幅が広く、確実であると思います。

今の早瀬部長の御答弁はよくわかりますが、それは今ここではよくわかるんですよ。でもこうやって書いてしまうと、この後どういう方が瑞穂市を、瑞穂市がなくなる限りこの条例というのはずっと生きていくわけで、そういうときに学識経験者ではなく、単なる識見者でいいというふうになるおそれがあると思うんです。というのは、過去にあったわけですね。

これは議員の給与の問題をやる審議会で、学識経験者を入れるべきだということを主張しましたが、識見者でいいと強く執行部は言われまして、瑞穂市の住民が決めるんだから瑞穂市内の識見者だけでいいということが通りました、実際に。

というふうに、私は総括的に何を申し上げたいかという、やっぱり人材のレベルというのがすごく大事だと思うんです。人が大事だと思うんですよ、要するに。今、瑞穂市で一番大事なものは、人が育つ、市民、議会、市役所全部ですが、それぞれ人が育つということが最重要課題だと思っております。本当に育ちつつあって、見させていただくと楽しい思いをすることもございますが、そういう中で、ほかのものも学識経験者を識見者に変える動きがあるというふうに言われましたけど、私はやっぱり学識経験者というのは大変大切だと思っております。

朝日大学の講演会が、今3回にわたって公開講座が開かれていますが、朝日大学は偏差値が

低いとかネットではたたかれていますけれど、やっぱりあの瑞穂市の中で大したものだなあと。あちこちの学長さんやら専門家を呼んだ講演を聞いておられますと、こういう方たちにぜひ瑞穂市のレベルを飛躍させるといいますか、より充実させるためには、ぜひあの人材を瑞穂市も使っていったほうがいいんじゃないかということも思います。

ということで、私はほかの審議会も含めて、安易に学識経験者を識見者にそろえるという発想がまず私にはわからないですけど、非常に疑問を抱きますが、もう一度いかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 学識経験者と言われると、先生のおっしゃるとおり学問に精通をしておるという意味ではよろしいかと思えます。

今おっしゃられるとおりでございまして、そういう点も踏まえて、また一度、いろんな条例等についても確認をしたいと思っております。以上でございまして。

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 今の私の発言のとおりでございまして。踏まえて、ほかの条例も見ていきたいということでございましたね。あと賛成しようか反対しようか迷うところでございますが、ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第5 議案第49号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第5、議案第49号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

原稿をプリンターの上に忘れてまいりましたので、ちょっとあちこちするかもしれませんが、ひとつ御勘弁のほど、よろしくお願ひしたいと思います。

本議案は、瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案といたしまして、平成25年度より福祉事務所における生活保護相談員を新たに非常勤の特

別職職員として設置をすると、こういう内容のものであります。本来ならば厚生委員会に審議を付託されますので、そちらに譲ってもいいわけではありますが、この条例案につきましては、生活保護制度の基本にかかわる大変重要な問題も含まれておりますので、あえて総括質疑の中で取り上げさせていただいたところでございます。

まず、冒頭お聞きをいたしますけれども、この条例案に係る生活保護相談員の設置規則は今もうできておるのかどうか、まずそのことをお聞きして、自席より質問を続けさせていただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） おはようございます。

この生活保護相談員の設置規則は今のところ出ておりませんが、私のほうで、この議案が通りましたら早々に設置する予定をしております。他市町でもこういった設置の要綱等の規則を設けておりますので、早々に私のほうも考えていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 条例案が通ってからということでもありますけれども、私は別に宇野部長に何の個人的恨みもありませんけれども、基本的な執行部の姿勢の問題として言うておかなければならないと思います。

といいますのは、この生活保護相談員というものがどういう職務を行って、任期であるとか、勤務時間であるとか、その資格であるとか等々について、この条例案の改正のときに我々に説明ができない状態で、単なる生活保護相談員月額20万円以内ということだけの提案の仕方ではないのかということなんです。議会は住民の代表機関であります。その機関に対して、生活保護相談員の内容について具体的な説明をした上できちっと審議をする、こういうことが当たり前じゃないんですか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 今までですが、いろいろなこういう非常勤に関する設置規則等がありました。その中で、それを集約する形でこういった非常勤の条例が出てきたわけでございますけれども、やはり先ほどの、具体的に設けるために私のほうで要綱などですが、例えば職務、身分、勤務・報酬等、それから全体的なことについて、そういうものを定めていきたいと思っております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） それが逆だというんです。月内20万円と書いているでしょう。書いているということは、その金額の根拠というものについてきちんと精査をしておるはずなの。だと

すれば、その精査の中身はどういうことですか。どういふことで20万ですか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） この条例を上程するときに起案をしております。そのときに、報酬等を私のほうも、他市町の相談員の状況も確認いたしました。その上で、それから、今この瑞穂市における非常勤の特別報酬の中でも考えまして、その20万円以内という金額を定めました。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 他市町の状況を確認するというのも大事なことであります。他の非常勤の特別職との均衡の問題等々も勘案することは大事なことであります。しかしながら、20万円ということとその生活保護相談員の職務の内容、勤務時間の問題等々と因果関係があつて20万円という金額がはじき出されてくるわけなの。そうすると、先ほど来言っているように、そういうところが具体的にこの議会の中に提案をされないまま、この20万だけが提案されて議決をされていくというあり方について、私は一事が万事になるから言っておるんですよ。細かいことかもしれません。けれども、執行部のそういう手続そのものが適正手続を欠くということ。そういうところがあると、これは我々議会として、チェックする側としては看過できない。本当に今の20万という2行か3行だけだったら、これはずっと見過ごしますよ。そこをちょっと待てと言っているの。そのことの意味について考えていただきたいですが、どうですか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今、西岡議員御指摘のとおり、実際この特別職の職員を設置するに当たりまして、事前に福祉部より相談を受けております。

この内容について、ちょっと今、手持ちに資料を持ってこなかったんですが、なぜこの非常勤の特別職の職員、いわゆるここに書いてございます名称の職員を設置するかということでございますが、これは非常に生活保護の申請が多い中で、いわゆるトラブルが発生するというところで、これに対応することでどういった行政対応が必要かということを検討しました結果、先ほど来福祉部長も申しておりますように、他市町の例等を見ましたところ、やはり想定するトラブルの内容が、いわゆる市民の強圧的な態度ということに起因するところが多いということで、他市において、他市というのは岐阜市とか大垣市でございますが、警察のOBを採用し、窓口等でのトラブルに対応するノウハウを、一般の職員についても教示しているということがわかってきました。

そういったことで、当市においても専門的に事務をやっていただきながら、なおかつそうした法律的な対応もできるような方をということで、生活保護相談員という名称ではございますが、警察のOBを設置したいということで原課から話がございました。それでもっているいろ

調べましたところ、先ほど来お話ししていますように、金額等も20万円以内の金額ということでよそも設置してみえるということで、当市においてもその金額でもって設置したいということで、条例を改正するものでございます。

この内容については、本来福祉部長が資料等を持ってきておれば細かい説明もできたと思いますが、行政内部としては、政策立案する段階ではそういうことを十分に検討して、この条例改正に至っております。

ただ、今のお話のように規則とか要綱が今できているかということ、まだ例規的には整備はしておりませんが、基本的な考え方については持っておりますということで御理解を賜りたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 基本的には行政内部で十分に審査をしておりますという話を聞いているんじゃないんですよ。それは当然のことなの。私が先ほどから言っているのは、そのことを本議案を提案するときに議会の側にきちんと説明をして、任期であるとか、勤務時間であるとか、職務内容であるとか、誰を採用予定にしているかということ提案すべきではないかと言っておるの。だからずれている。そのずれていることが問題ですよということを、まず冒頭申し上げておきたい。繰り返しもう申し上げません。

それで、今奥田副市長のほうからいよいよ話が出てきた。そこが大事なんですね。警察のOBを生活保護相談員として配置すると。このことを生活保護行政としてどう捉えるかという観点が問われてくるわけですね。確かにトラブルもふえておるでしょう。しかしながら、生活保護行政と警察行政の専門性というものはどうでしょうか。とりわけこの警察官の配置という問題は、皆さんが内部で議論されたとおりだと思います。

厚生労働省が、本年の3月1日、社会・援護局関係主管課長会議においてこのようなことを言っております。不正受給対策に関する予算事業の活用ということで、セーフティーネット支援対策等事業補助金、これは23年度の我が市における補助金額からいうと総計174万7,100円入っております。それはそれとして、その補助金の体制整備強化事業を活用し、退職した警察官OBと警察当局と福祉部局との連携を図るための人材を雇用している自治体もある。退職した警察官OB等を福祉事務所に配置することにより、不正受給に対する告訴等の手続の円滑化、申請者等のうち、暴力団員と疑われる者の早期発見などの効果が期待される。そのため当該事業の導入を積極的に検討し、告訴等も含めた不正受給者対策の徹底を図っていただきたい。こういう当日の会議資料が出されております。

これまでに、2010年の段階では全国で74自治体、116名がもう既に警察官OBが配置をされておる。そういう状況を踏まえながら、芸人の河本準一さんのお母さんの受給をめぐって、不

正受給ではなかったんですけれども、マスコミは不正受給ということで仕立て上げながらそこに矢を放って、徹底的な不正受給、そして生活保護費の抑制という方向に体制的な宣伝が行われるようになったわけであります。これが経過ですよ、執行部。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 今の西岡議員が言われたことで、私たちがこの条例を上げたわけではございません。というのは、やはり瑞穂市の福祉事務所におきまして、議員様にもお話を申し上げていましたけれども、不正受給の件がありました。今、刑が確定したということで、そういう事例が実際に瑞穂市にもあったということで、職員もそれに対して今後どういった体制を整えていたほうがいいのかという職員の中からの声が大きくあります。

それでもって、生活保護法で定めております第2条、無差別平等ということで、この法律の定める条件を満たす限り、この法律により保護を無差別平等に受けることができるということの中で、その裏返しとしまして、福祉事務所として毅然とした態度で、やはり受けていただく人は受けていただく。その反面、受けるべき者ではない方に対して、はっきりとしたこの瑞穂市の福祉事務所の毅然とした態度を市民に示すことによりまして、こういった福祉事務所の体制を強化したいと考えております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 今、国の流れと関係ないようなことを言いましたけれども、恐らくその会議には県の課長等も出席をしておるわけですから、県の思想があったことは間違いのないというふうに思います。それが常識だと思います。

そういうことなんですけれども、具体的に聞いておきますが、この警察官OBを採用するという自分たちの予定の頭からすると、この人は社会福祉主事の資格を持っておる人ですか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 社会福祉主事というのは、生活保護法の中の第21条に、社会福祉法に定める社会福祉主事は、この法律の施行について都道府県知事または市町村長の事務の執行を補助するものとするということで、私のほうは福祉事務所としてこういう資格を持つようにしております。

その中で、全員が持てという法律というのはないわけでございまして、私のほうでこういう相談員の方に社会福祉主事を求めるものではございません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） じゃあ次にお聞きしますけれども、社会福祉法第15条の第1項は何を規定していますか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 済みません、関係法案を持っているつもりでしたけど、ごめんなさい、手元に持っておりませんので。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 本当にいじめるわけじゃないですよ。いじめるわけじゃないんだけど、自分たちが提案した議案でしょう。右からも左からも上からも下からも精査をして提案をしている。我々はほとんど説明もされていない中で、その議案の内容について、どこがどういう目的でつくられたものであるか、そしてどこが問題であるか、そのことをチェックするわけなの。我々のほうが後なんです。後のほうがえらいんです。そういうことを考えたら、今その資格の問題を言いましたけれども、ちょっと私、原稿を忘れていますから記憶に余りない中で言っていますから、裏をきちんととってもらいたいとは思っていますが、たしか15条の第1項は、要するに現業を行う所員であるとか、あるいは指導する職員であるとか、あるいは事務職員であるとかということで、第15条の第1項は第1号、第2号、第3号というのがあるんで、そして6項に、現業を行う所員については社会福祉主事でないといけないという規定があるんですよ。となってくると、採用予定の警察官OBは、この社会福祉法第15条第1項の第何号に該当する職員なんですかということが問題になってくるんです。問題になってくるでしょう。ところが、今はそれがわからないからわかりませんでは、そういうものは持ってこないかん。自分たちが提案しているんだから。違いますか。でないと、私の質問に対して答えができないじゃないですか。

さっき生活保護法21条を言われた。21条はそのとおりです。だから問題なんですよ。だから今の社会福祉法と統一をして、全体を生活保護行政として考えたときにどうなのかという問題になってくるんです。視点の問題なの。どうですか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほどケースワーカー、それから査察指導員ですが、こういった社会福祉主事を持たせるということで、持っていない者に対してはそういう資格を持つように体制は整えておまして、今のところ私のほうとケースワーカーと査察指導員は持っているということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 申し上げたのは、社会福祉法第15条の第1項の第2号に該当する、いわゆる現業を行う所員ということで位置づけられますと、その方自身が社会福祉主事でないといけないと。そして現業を行う所員で、同条の第4項では援護、育成または更正の措置を要す

る者等の家庭を訪問し、または訪問しないでこれらの者に面接し、本人の資産、環境等を調査し、保護その他の措置の必要の有無及びその種類を判断し、本人に対し生活指導を行う等という事でいろいろ書かれております。

ですから、ほかにおるからそれでいいわという問題じゃないんです。ただ言っておきますと、この社会福祉法は罰則規定がないんです。となると、全国の状況がどうなっているかという、74自治体のうち8自治体がこの警察官OBに社会福祉主事の資格取得をさせずに面接相談員やケースワーカーとして業務をさせていると。こういう実態も明らかになっております。これは明らかに社会福祉法第15条第6項違反なの。行政ですから範としなけりゃいけない。市民の規範の手本でなけりゃいかん。そういう立場からすると、罰則がなければ何をやってもいい、守らなくてもいいということを本件においてもし行政が実行するとすると、他の件においても及ぶわけですね。一事が万事になるんです。それでは規範というものがずるずるになってしまうということなんです。

ですから、今私は申し上げましたけれども、そこら辺の問題があります。ですから、執行部のほうが国の動きとは連動していないんだよと言うのであれば、生活保護相談員20万としか書いてないんですから、誰を採用するかということは、先ほど申し上げたように警察官として40年、あるいはそれ以上勤めてこられた方の専門性は犯罪捜査です。ところが、社会福祉行政に何十年も携わってこられた方は、憲法25条の生存権保障をどうするかという中で経験と技術を磨き上げられてきているんです。違うんですね。ますますこれから大事なことは、警察行政としてその経験を生かすということよりも、やはり就労支援とかという方向で、どうやったら生活保護を受けなくても済むようになるのかということに、そういう専門家、専門員を雇用することによって、頑張っていくということじゃないですか。

私もたびたび申し上げておりますけれども、私自身もことしの2月には30代の若者と一緒に職安に行って仕事を探している。弁当屋で半年働いています。顔を見るたびに激励しながら、1年勤めたら正社員になれるということを励みに今一生懸命頑張っています。今議会中で、13日に時間があいていますから、その日にも2人、生活保護の相談が見えます。事情は聞きます。しかし、私がまずやるのは、一緒にインターネット検索、そして職安に一緒に行くことです。紹介状を書いてもらったら、一緒にその会社の前まで連れていきます。そういうことをやりながら就労支援を一緒になってやっていく。

警察の問題は、要するにこういう条例があるでしょう。瑞穂市暴力団の排除に関する条例もあります。そして、瑞穂市における法令遵守の推進等に関する条例もあります。こういうものを活用できるじゃないですか。今ある条例の中で、行政がその気になったら活用できる武器もあるじゃないですか。つまり、そういうレンズを引いて全体をやっばり見詰めた施策というものを推進していかなければならないということ。そういうふうに私は思いますから、また委員

会でやるとしても、あえてこの全体の総括質疑の中で問題提起を含めてお話をさせていただいたということです。答弁は、法律を持っていないということですからそれはいいです。総括質問、私今回これ1つだけですから、長いことしゃべりましたけどよろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） それでは、ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

提案理由の中に、生活保護相談員を新たに非常勤の特別職職員として設置するためとありますが、この新たにというのはどういう意味なんでしょうか。今までの相談員プラスもう1人という意味なんでしょうか。それとも、今までいた生活保護相談の仕事をしていた職員の方はもうやらなくて、今度のこの警察OBの方が全部なさるという意味ですかね。プラスなのか、両方で1人にするのか、ちょっと意味がわかりかねますのでお聞きいたします。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例を見ますと、ここの中に相談員と名を掲げている相談員がお見えになるということで、福祉事務所においては新たにという意味で、文言で使ったということです。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 済みません、よくわかりません。

今までの人にかわってという意味なんですね。もう1人ふやすという意味じゃないんですね。今までの人にかわってという意味ですか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 先ほど、福祉事務所として就労支援というものは委託でありますけれども、この今条例の中に、例えば福祉事務所として家庭相談員、子育て相談員、私のほうでそういった名称の者がおるということで、この生活保護の相談員を受ける者として新たにということなんです。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 済みません、私よくわかってないんですが、じゃあ今までは生活保護の相談員に当たる、新たにOBを雇う仕事はどなたがなさっていたわけですか。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 私のほうは職員が行っておりまして、先ほど言いましたように、福祉事務所にそういった相談員がいるということのほかということか、新たに、別という意味で

ございまして、今までの相談は職員が行っておりました。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） そうしますと、この方が新たになられると、今までしていた職員は、その仕事からは手を引くんですかね。そこがちょっとお聞きしたかった。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） これは、この方を置いたら全部職員がその仕事をやらないというわけではございません。この方たちと一緒に、この方も生活保護法等を勉強していただかなきゃいけない中で一緒に勉強をしていただきまして、それから職員が全てこの職務をやらないということではございませんので、御理解いただくようお願いします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） OBで1カ月20万円いただくわけですが、そうすると、今までやっていた職員と新たにプラス相談員の方と、どういうふうに仕事を割り振るわけなんでしょうか。仕事を覚えていただくというふうに言われましたが、なれてきたら行く行くはほとんどお任せしたいと、そういう意味ですかね。

議長（藤橋礼治君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 福祉事務所の窓口へ来ていただくとおわかりになるかと思えますけれども、1日に1人だけの家庭相談員の、申請は何件というのが出てきておりますけど、相談される方はかなり多くあります。この方だけが1人でやっているとはとても回らないということで、もちろん職員も出るということで、この人に全部お任せするという意味は持っておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 仕組みはわかりました。職員もやるということで、そうすると警察OBの相談員もやるということですね。

これは強圧的な市民対策だというふうに副市長が言われましたが、生活に困っている市民も大勢いると思うんですね。事業報告書によりますと、平成23年度は受けている人が147世帯196人ですね。相談に来る人が対象の仕事ですからもっと大勢いるんだろうと思いますが、相談に来る人は強圧的な市民ばかりではなくて、本当に生活に困っている人のほうが多いと思うんです。

民主党がたたきにたたかれています、年越しテント村で、政府から委託ですか委任ですかを受け、参与になった湯浅誠さんという方が、職業も家もない方を年越しテント村で支援した

わけですね。そうしたら、こういうことがわかったと。半数は障害者だったと。精神障害者、発達障害者だったと。そして仕事もない、家もない、頼るべき身内もないと。そして障害者の場合は能力がないわけですね、生きていく、生活と仕事をする。そういう二重、三重、四重の問題を抱えているということがわかりまして、今岐阜県は、パーソナルサポートセンターというのをかなりの予算をつけて、新たになんですけど、新たにと言うと間違えますね、今までもあったけれど予算をたくさんつけて、サポーターを仕事上、お医者さんも役所関係も全部関係あるサポーターを何人もつけて、自立への支援をするという試みをやっているらしいです。データ集めなんだそうです、これは。湯浅誠さんの言ったことがどれくらい本当なのか、データを集めたいと民主党がやったそうで、これはさすがだなあと私はそれは思いました。

そういうぐあいに、強圧的な市民は少ないだろうと思うんですね。いないとは言いませんけど、それを強圧的な市民でない人が相談に行って、警察官OBにきつく言われた場合、この話は流れますからね。警察官OBがいるんやよということになると、まず引きます、そういう人は。だって能力的に自分がどれだけ困っているかを言う能力がないんです。ですから瑞穂市の体制として、こういう二重、三重、四重のサポーターが必要だということも、政府が認めて予算もつけているわけですから、そういう実態だと、ほとんどの方は。半数は障害者だという裏づけを今とっているわけですが、そういう実態があることをぜひ、皆さんは恵まれていらっしゃると思いますので、生活は年金も含めて生涯困らないような御身分でいらっしゃるわけですが、先天的・後天的に非常に恵まれない方が見えるわけです。そういう現状をぜひ踏まえた対応をしていただきたいと要望で終わりますが、よろしく願いいたします。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第6 議案第50号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第6、議案第50号瑞穂市地区計画等に関する手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

後日訂正発言あり

日程第7 議案第51号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第51号瑞穂市駐車場条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第8 議案第52号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第8、議案第52号瑞穂市上下水道事業審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第9 議案第53号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第9、議案第53号平成23年度瑞穂市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 失礼します。

幾つかの事業について、来年度以降、新しい予算を秋から組むわけですから、ちょっと御質問をしたいと思います。

まず、50ページの事業報告書です。

道路改良費についてですが、4億円使っておりますが、今までも申し上げたんですが、どここの道路を改良するのかと。これ地区が出るようになりましたが、どこからどこまでかわからないんですね。それで再度、拡大地図でもいいですからどこからどこまでわかるように議案を出してほしいと申し上げましたら、取りに来たら出しますと。あんたはこの間取りに来ると言

っておいて来なかったと言われましたが、済みませんでした。今度取りに行かせていただきますが、これはなぜ議案を出すときにどこからどこまでという計画書を計画段階で出せないんでしょうか。まずそのことをお聞きします。

ごめんなさい。市民からこれはどこからどこまでですかと、近くの方は特に知りたいらしくて問い合わせが来ることがあるんです。でもあの地図ではわからないし、何メートルというのはありますよ、どこの地区の何メートルはね。でも私は答えることができないの。そうしたら、わからないものの予算をつけるんですかと聞かれまして、大変困りました。以上、お聞きいたします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいまのくまがい議員の御質問にお答えします。

道路整備事業につきましては、基本的には市が主体として行う幹線道路網、あと地域から御要望のある通常の区画道路と言われる道路、市道の改良等でございます。これについては、細かいものも含めると何十カ所にもなるかと思いますが、位置につきましては用地の関係とかいろんな問題がございますので、起点・終点、例えば起点も変わることもございますし、おおむねこんな形でということで、数年前から、実際には今の市長になってから500万円以上の工事箇所については、今回の補正もそうですが、皆様にお配りしております起・終点が変わるおそれもございます。道路台帳等の認定について、それでよければ位置だけお示しをしたりしていますが、くまがい議員さんの意図がちょっとわかりかねるんですが、用地の関係もございますし、いろんな問題もございますので、そこまで必要であるかどうかということについては、幹線道路については明確にお答えしたいと思いますが、これについても起・終点が変わるおそれもございます。当然相手もあるわけですので、そういうことも踏まえて、基本的には議員の皆さんには今までどおり1万分の1ぐらいの地図で、おおむねの位置だけお示ししているというのが実情でございます。

今後、例えば住宅地図に落としてとか、明確な地図でお示しするようなことは今のところ考えておりません。また産業建設の常任委員会も今回ございますので、そういうところにも一度、協議会のほうで協議はかけたいと思っておりますが、今のところ、都市整備部としては現行のまま推移していきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 予算書を出す場合に変わることがあると言いますが、予算がついているということは、どこからどこまでか決まっているんじゃないですかというのが1つです。

それから、都市管理課に来たら、どこからどこまでかの地図はお見せしますということであ

れば、公表はするわけですね。見に来た私には公表すると。そうすると、私から漏れるおそれがあるわけですね。それは構わないわけですね。だったら、もう予算をつけた段階で、変わることもあります、あくまで予定ですと。起点・終点が変わる場合もありますとかというのはつけてもいいわけですから、出せるんじゃないかと疑問が湧きますが、いかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今おっしゃられるように計画でありますので、こういう計画をうちのほうは当然持っておりますので、その程度のものお見せしたいということで思っておりますので、今の現行の1万分の1の地図で、おおむね大半の方がわかっているんじゃないかというふうに思っておりますので、500万円以上の工事についてはそういうことで出させていただきますので、御理解をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えさせていただきます。

くまがい議員の御指摘のことですが、私も議員でございました。過去は全く箇所づけも何にもなかったわけですが、私になりましてからそうやって500万以上のあれは箇所づけをしまして、どこの事業をやるということをして、全部の皆さんに御説明もいたしております。会派のほうでも説明させていただいておりますけれども、そういったことをわかるようにしております。

ところが、箇所づけしてありましても用地の関係でできないこともあります。なかなか思うようにいかない、そういったときには地域からいろんな要望も出ておりますので、多少同じような事業をやることも多少は出てくるわけですが、そういうところの変更があるということですが、500万円以下の細かいのは、幾らでもどこをやるかということは、それも全部載せるといったらとんでもないあれになりますので、今のところは500万以上のあれでお示しをしておりますが、細かいことは所管のほうに行ってくださいましたらわかるわけですが、

どこの水路を複断面にするとか、いろんな事業がありますけれども、何百万、何十万の事業もございまして、そういったことはもちろん所管のほうで出しておりますが、そこまで細かくはという思いでございますので、御理解いただきますように、これまでなかったのを箇所づけして、私になりましてから細かく皆さんにお示しをして、そのことを御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 2点申し上げますが、まず事業報告書は決算ですから、決算につ

いてはどこからどこまでやりましたということは、附属資料でもせめて議員には出せるわけですかというのが1つです。

それから、予算の段階で来年度からも道路改良費は出るでしょうが、これはすごく細かいのはいいんですけれども、大きいのはあくまで変更する場合がありますということは言ったっていいわけですから、予定として、せめて議員にはどこからどこまでというのは出せるんでしょうか。以上です。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 実績もそうなんです、主なものをここに上げてございますので、これについては聞きに来ていただければお示しをしたいというふうに考えております。全部の皆様公表ということは考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 聞きに来た人には教えてやると、全部の皆様には公表しないと、大変情報公開じゃなくて公表の時代に不思議な御答弁だと思うんですけど、最初に福富部長が言われたのは、市が基盤整備として行う事業と、もう1つは地域からの要望があると。この2つで予算を組んで事業を行うというふうに御説明がありましたが、は多分ここからここまでやりますと公表できるんじゃないかなと思いますが、に関しては、どういう経緯でその道路を改良事業をすることになったか、またはずっと要望があるけどできないかということ公表しにくいからなんですかね。そのできない理由というのがよくわからないんですけど。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 公表できない理由というのは、かなりの業務量になりますし、わざわざ、例えばこれを1件40部程度つくることになりますので、その辺も含めまして、余り細かい図面が外へ出ますと、用地の関係とかいろいろなことが出てきます。利害関係も出てきますので、そういうことも含めて現状で御理解をいただきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。御理解をお願いします。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） はい、そのとおりでございます。

でも、市長も部長もここまで随分公表もされてきましたので、きょうはここで、私これをストップいたしますが、またドアの向こうに何かあるんだろうという感じは持ちまして、きょうはここまでいたします。

それで次に、54ページに自転車駐輪場の事業がございます。自転車を日ごろ使う議員という

のは私しかいないと思うんですが、それで5,654万ほど出費しております。収入がどれだけあるか雑費のところを調べましたけど、ちょっとわかりませんでしたけど、駅前全体の整備事業は非常に課題ですが、もう何年も現場も利用者も困っている問題があるんですね。

第1駐輪場の1階が、通路に詰め詰めにした状態です。非常に混雑しています。ところが、第1駐輪場の2階へ行くところがらなんですね。急いで電車に乗りたいときに行くと、置くところがないと。置いていってくださいと言われますけど、帰ってきて自転車を出そうと思うと、どこにあるかわからないし、奥のほうにあたりして大変困ります。そのためにあそこの職員さんがいて、来て出してくれるわけですが、どうして2階はがらがないのかと尋ねますと、第1駐輪場の1階だけが10時以降もあけているんですね。10時以降あけるところはほかにどこもないわけですね。

それで、第1駐輪場の2階を10時以降もあけておくというふうになぜできないのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 現在第5駐輪場までございます。その中で利用率の多い、議員御指摘のように第1駐輪場の1階については、駅に最も近い、第3は裏にございますが、そういうことで、どうしても第1駐輪場の1階は利用者が多いということで、議員にもお願いしますが、2階を御利用くださいという話をしているんですが、そういう方が急いでみえるということで第1駐輪場が満員になっています。第2とか第3についてはかなりの空きスペースもございます。第2についてもほかに利用できないかということですが、第2等につきましては割合定期利用の方が多いです。議員が当初議員になられたときに、1日だけで回数券じゃない方、それとか定期の方じゃない方に、1日利用、臨時利用の方も使えるようにということで、第2とか第3についても日利用を始めさせていただいて、料金のほうも安くしております。こういうことで対応ができるのではないかなあということですが、どうしても今の現状は第1駐輪場が多い。

それから、第1の2階が少ないというのは議員御指摘のようなこともございますし、もう1つは、24時間やっていないのは、過去に火災等、あと盗難等も発生しておりますので、ここへこれ以上の人件費を費やすのはどうかということで、犯罪等も発生するおそれもございますので現在使っておりませんので、ぜひ余裕のある方については第1の2階とか第2、第3、そういうものを使っていただきたいというふうにPRをこれからもしていきたいと考えております。

ただ、自転車の利用台数については年々減少の傾向にはございますので、一度見直しの時期には来ているのではないかなあというふうには考えておりますが、第1だけやなしに、ほかの施設の利用も推進していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 第1だけでなくほかの駐輪場の利用を促すというのは、もう何年もやってきたわけですね。それから、第1駐輪場の2階を安くしたというのもやってきたわけですが、依然としてというかますます、要するに急いでいるだけじゃないんですね。高齢になった人が2階まで自転車を上げるのは大変です。あと、子供を乗せる特殊装置自転車というんですか、あれがふえてきたんですね。これは不景気ということもあると思うんです。自転車をなるべく使う人がふえてきたんだと思います。朝日大学の学生が朝あそこから乗って行って、先生なんか使っていますね。夜はあそこへ置くというのも多いんですが。

ですから、今福富部長がおっしゃったようなことをやってきても解消されていないわけですから、それ以外の対策を練らないとだめなんじゃないかと思います。それで、2階を10時以降も、24時間あけておくとしたら人件費が必要なんですか、新たに。今の人件費でやってもらえばいいと思いますよ。今の人数で2階を24時間あけますということではできないんですか。そこをちょっと教えてください。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 今の状況で24時間というのは、過去にもそういう火災とかがございましてので、こういうことも含めて、一度内部でも検討はかけたいと思いますが、現行では現行でいきたいというふうに考えておりますので、今度ある協議会でも話し合いはしてみたいと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 第1駐輪場の2階を24時間あけてほしいと言いますと、必ず過去に火災、あとはホームレスの方が寝ていたとか、その問題が必ず出てくるんですけど、それはどうやってクリアできるんですかね。過去にそういうことがあったからしませんといったら、もうずっとできないわけですよ、どれだけ1階が混み混みでも。それはどういう考え方でクリアできるのかが私よくわからないんですけど、そこを教えてくださいませんか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まず、当然変更しようとする必要、パブリックコメント等もございまして、利用者の関係のあたりも相談をしながら、そしてそれだけのメリットがあるかどうかということも検証する必要があるかと思っておりますので、そういうものも含めて検討したいと思っておりますし、今くまがいさんは当然24時間ということで考えてみえますが、それらも含めて検討するというところで御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 将来あの駐輪場がどうなるのかちょっとわかりませんが、今ある以上はやっぱり市民の便宜を考えて、使いやすいようにしてあげてほしいと思うんです。

自転車というのは、自転車の町というのが政策として出てくるぐらい環境にもよいし、経済的であるし、真っ平らで狭い瑞穂市にとって、これはなお前へ進めるべき政策だと私は考えておりますので、検討すると、してみたいと思いますという答弁が最後でしたね。ぜひ検討をしてみてくださいませ。

最後になりますが、教育委員会関係で60ページをお願いします。

まず1点ですが、カウンセラーのことについてお聞きしたいんですが、カウンセラーという言葉を探したんですが、これは人件費としては教育相談員になるんですかね。カウンセラーは今どのように設置されているのか、ちょっとこの事業報告書で見えないものですから御説明ください。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） ただいまのカウンセラーということでございますが、ここに決算として報告しておりますのは、市費での教育相談員の報酬でございます。スクールカウンセラーにつきましては、県費で中学校・小学校のほうに配置をしておるとい事業でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 県費でスクールカウンセラーは配置しているので、この教育相談員ではないわけですね。そうすると、スクールカウンセラーの事業というのはここには載っていないということですか。何件ぐらい相談を受けて、どういうやり方をしているということは。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） スクールカウンセラーの事業につきましては、各学校のほうで勤めていただくということでやっていますけれども、具体的にその数字とかをここに持っておりませんのでお答えできませんが、各学校で活用していただいておりますと認識しております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） お聞きしたのは、この事業報告書には出ていないんですねというふうにお聞きしたんです。出ていませんね、これは。これとは別にお聞きしないとわからないということですね。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） これは市費の決算ですので載っておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） わかりました。

いじめ対策で国がカウンセラーを大幅に増員するというふうに打ち出していますが、この事業報告書ではわからないということはわかりました。

次に、ここに瑞穂市教育推進事業というのがありまして、発行物が8つありますね。これに138万円使っているわけですが、この中に教育要覧と、または学校要覧でもいいかと思いますが、そういうのがありませんが、これは23年度お金を使わなかった。予算・決算はどうなっているでしょうか。学校要覧・教育要覧です。今まで瑞穂市は教育要覧だったと思いますが。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育要覧ということでございますが、これは私が学校教育課長になった当時、そういったものが整備されてなくて、広瀬捨男議員のほうからもそういった学校の関係の資料を以前出されておったはずだけれどもつくってくれということのを再三言われておりまして、教育長になってから教育要覧というのを復活させてつくってまいりました。

この23年度教育要覧ができなかったのは、保育所が新たに教育委員会に入りまして、教育要覧には各園・学校の施設とか活動等を入れておりますので、保育所のほうがそういった資料整備が進んでおりませんでしたので、23年度はその資料をつくっていただくように取り組んでいただきました。

24年度はまた教育要覧を復活させるわけですけれども、23年度は保育所のほうの準備が整いませんでしたので、いろいろな過去ものを整理するためにも、23年度の教育要覧を24年度にあわせて整備をするということで、保育所のほうからは今上がってきておりますので、そういったものも整備できるかと思えます。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 整理させていただきますと、平成23年度分は24年度に発行するということですかね。

それから、横山教育長が教育長となられましてから復活したとおっしゃったと思うんですが、そうすると平成19年からのはあるということですか。市になってからだと平成15年なんですが、平成15、16、17、18は教育要覧というのは発行していないということですかね。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 学校教育課長になった19年度はなかったという記憶をしております。それで20年度以降に復活させたという、今、そういう覚えでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 復活させるというのは、前もあったということですか。いつからいつまではあって、いつからはなくて、20年度からはあるという意味ですか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 町の時代にはつくられておったというふうに認識をしております。

2番（くまがいさちこ君） つまり、平成15、16、17、18、19、20はあったんですか、なかったんですか。20年度からはつくっているというふうに言われましたので、それがよくわからないんですけど、平成15年から19年。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 繰り返しお答えをいたします。

19年度の学校教育課長になった折にはなかったものですから、広瀬捨男議員にも文教の委員会等で繰り返し要望をされました。20年度、私が教育長になってからのそこからは整備を始めました。ただ23年度については保育所の関係で準備が整わず、24年度にあわせて23、24の教育要覧を発行したいと考えておるといことで、新市になって15年度から18年度の間にはそういったものがないといことで、今理解をしております。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） そのなかった、ないという内容がよくわからないんですが、つくったけどないのかつくらなかつたのか、事業そのものがなかつたのかどっちでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） ないということですよ。つくってないということですよ。だから存在もしていないということですよ。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） もう1点伺います。

事務分掌を見ますと、教育振興計画の担当というのがちゃんと毎年位置づけられているんですが、私は何年前かに教育振興計画をつくるべきだといのを申し上げたんですが、この事業報告書には毎年準備しているとか、いつつくとか、そういうのは出てこないんですが、これはどうなっていますでしょうか。教育振興計画です。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 教育振興計画につきましては、議員御指摘のとおり今おくれておるといことでございます。

教育振興計画にかわるものとして、瑞穂市としてはこの枠の中の第1段にあります瑞穂市教育の方針と重点といことで、リーフレット化したものを各園・学校の一番の重点方針とい

ようなことで、これも保育所が入りましたので、保育所に関してもあわせて方針と重点を今明記しておるところです。

教育振興計画というのは今準備を具体的に進めておるんですが、それぞれの事業についてより細かく書き込んだものして、この方針と重点を広く、もう少し分厚く書き込んだものというふうに御理解ください。その中に、現在行われております幼保小の連携とか、読書とか、そういったものが今具体的に事業事業で充実を図ってきておりますので、そういったものを書き込んだものを25年度に向けて作業中でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 教育振興計画は、このパンフレット化したものにより分厚く書き込んだものではありませんね。ちゃんと計画をつくる結果、分厚くなるということですね。この教育振興計画の必要性については、また再度ほかの機会に譲ります。

以上、事業報告書の内容について質疑させていただきました。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりまして暫時休憩をとります。10時45分から再開します。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時47分

議長（藤橋礼治君） それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 議長のお許しを得ましたので、23年度の予算の決算認定でございますので、ちょっと簡単にお尋ね申し上げます。

瑞穂市においては林業はないわけですが、農政の立場でちょっとお尋ねしておきます。

農業振興費のところでは47ページでございますが、農業振興費一般費の中で1,503万9,000円という金額が出ておりますが、協定防除実施対策補助金が290万2,000円と、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金が174万8,000円と、それから瑞穂市農業振興会補助金が171万3,000円と、それから岐阜県農地・水・環境保全推進協議会負担金が828万1,000円出ておりますが、それぞれの積算の根拠と、支払い済みになっておるわけですから重立ったところの支払い先をちょっと御報告していただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 失礼します。

まず、一番最初の協定防除の補助金ですが、これにつきましては市内一円の協定防除を同時期にすることによって効果を上げるということで、これは瑞穂市の協定防除協議会のほうへお

支払いをしております。

それと、農業者の戸別補償につきましては、これは推進費でございますので事務経費です。これは水田再編協議会のほうにお支払いをしております。これは公共サービス等への事務の委託をしておりますので、主なものがこういうものから出ております。

続きまして、瑞穂市の農業振興会の補助金ですが、これにつきましても瑞穂市の農業振興会がございます。この中には果樹振興会、ナシ振興会、イチゴ振興会等いろいろございますが、こういうところに、その年度の事業料に応じて配分をそちらで決めていただくということで行っております。基本的には例年どおりということですが。

それから、一番下の岐阜県農地・水・環境につきましては、実際には本巣市でございます組合のほうでこの協議会をつくっておりますので、こちらへ負担金として納めさせていただいております。これは、ほとんどが国・県の事業費で、市のほうも一部出しておりますが、そういうものを集めて合算して事業をしているということで、こういう経費に充てております。

積算基準につきましては、事業量に応じてということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

一番最初の協定防除につきましては、面積が決まっておりますので、これに応じて補助金をお支払いするという形になっておりますので、御理解をお願いします。以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 日本は技術の輸出によって成り立っておるわけですね。だからTPPは欠かすことのできない問題なんです。ところが、農業とか林業というのはその圧迫を受けるわけでございますから、特に林業やなくて農政、瑞穂市にとっては農政の振興というものが大事だと。だから、農業で生活を養っておられる方をしっかり守っていかなくちゃなんらんという見地から私はお尋ねを申し上げるわけではありますが、特に農業者の戸別所得補償制度推進事業補助金ということで、これは公共サービスへ払っておるということですが、その後の追跡ですね。ただ払っておるで何やおるか、支払いをしておるということはその責任があると思うんですが、追跡はどうなっておるか。ちょっと一度、有効に補助金が使われているかどうか、どのように所期の目的に沿って使われているか、その報告をしていただきたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほど申しましたように、農業者の戸別所得補償制度の推進事業ということでございますので、いわゆる昔で言う転作というものが実施されているかどうかということを、現地調査も含めて瑞穂公共サービスのほうへ委託をかけております。これについては、例えば電算の入力とかそういう手続ですので、この中のうち金額的には100万ちょっとの金額が委託料として公共サービスをお願いをしておりますが、その他につきましては雇用

の人件費、現地確認を6人ほど雇うわけですが、延べ6日ぐらいで3万円ぐらいですが、こういう費用とか、あと書類の印刷製本、消耗品、あと会議費ですね、こういうもの。それからシステム改修というものに使っておりまして、その他の事務費が72万9,000円です。謝金とか食料費、そういうものには一切使っておりませんので、特に、例えばどこかへその費用が来たから流すとか流用するとか何かということはございませんので、十全たる事務経費ということですよ。

この事業費も100%国の補助金ということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） これを私がなぜお尋ねしたのかというと、いわゆる農業振興をきちっと位置づけしないかんわけですよ。ただ公共サービスへ事務委託をしたり、いわゆる現地へ行ってそのように耕作されているかどうか行政視察をするということではいかなのですよ。ただずうっと回るだけじゃなくて、実際に所期の目的の農業振興に役立っているかどうかと、そのように、所期の目的に沿った耕作をされているかどうかという追跡を、いわゆる金だけ払ってあとは知らんということなのか、それともきちっと所期の目的に沿って耕作されているかどうか、いわゆる農業を守るために、とにかくそのように行政指導の目的でなされておるかということのために、公共サービスへ事務とか視察費を全部そこへ任せているわけですね。だからその点をちょっとお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） くどいようですが、これは農業者の戸別所得制度の推進事業ですので、先ほど言いましたように、水稻でいいますと、例えば米以外の作物をつくられる面積とか、強制加入なんですけど水稻共済に加入をしているとか、それからその他の作物をつくってみるとか、例えば指定の面積がここに書いてございます。ちょっと下にありますが、水田面積が707ヘクタールのうち水稻作付面積が410、こういう面積ができていないか、国のほうが指示した水稻の作付面積が無事できているかどうかということも含めまして、それから水稻がきちっとつくられているか、きちっとというのは水稻の作付がされているかですので、例えば肥培管理の状況についてまで、今言われますような公共サービスへ委託をしているわけではないです。水稻が作付されているか、水稻以外のものが作付されているか、こういうものの調査をして、電算入力をして、その入力によって国の東海農政局岐阜農林事務所の農政事務所のほうから戸別所得補償が支払われるわけですけども、そういう事務事業ですので、現地確認につきましても申し出の面積ができていないかどうか、こういう確認をする事業ですので、肥培管理等についてまでは立ち入っておりません。

それと、戸別所得補償につきましても、県、それから市町村、農協については、所得数量までの指導はかけておりませんので、これにつきましては直接農林事務所ということになります。あと農地の荒廃につきましては農業委員会、それから市の商工農政課についてパトロール等を行っておりますし、耕作放棄地があれば、そういうところについては指導も行っておりますので、以上で農政についてはそういう形で管理ができています。多少肥培管理が悪いところもございしますが、最低限の管理はしていただいているというふうに考えております。

耕作放棄地についても何度か指導をして、耕作放棄地が少しでも少なくなるような指導は行っておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） いわゆる申し出のように耕作がしてあればいいと。耕作の内容がどうあれ、それは特別に審査基準にはなっておらんと。要は申請のように稲作がやってあればいいと。誰が見ても稲作をやってあればいいということなら、僕は寛容な立場で検査をしたというふうに見ますけれども、誰が見ても米をつくると言っておいて米をつくってあらへんということでも、申請は米を作付してあるということで申請してあればずっと回って、それもいわゆる行政視察をしたという報告でもいいんでしょうか。

だから、何でもええで一通り見て回るといって程度で、あと補助金は追跡しないと、実施状況は追跡しないということならば、それをちょっとお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 水稻でいいますと、御存じのように戸別所得補償につきましては10アール当たり1万5,000円の助成金が出ます。これについては、反収その他については何も言っておりません。当然反収が落ちれば、肥培管理を当然しているわけですので苗代とか当然経費がかかっておりますので、収量を上げたほうがいいに決まっておりますので、それは個人の努力の範疇だと思っておりますし、今の反収が四百六十何キロで計算をしております。飼料用作物とか加工用米というものについても同じ計算をしておりますので、当然収量が落ちれば、例えば1反でできるものが2反つくらないとできなくなりますので、当然ロスが出ますので、これはもう経営上成り立たないということにもなりますので、努力を一生懸命していただかなくてはならないですし、大豆等につきましても、当然、これは大豆のほうは品質によって加算もございします。1反二万幾らの支払いがあるわけですが、こういうものについても1等、2等、3等と等級がございしますので、いい品種をつくれれば補助金もたくさん出るということになっておりますので、こういうものについても、少しでも収量を上げていただいたほうが当然有利になってきますので、こういうものについても生産者の努力という形になるかと思っております。

決してほかりっぱなしがいいということではなしに、当然苗を植えれば苗代もかかりますし、

いろんなことがありますので、ほかっておいて、例えば収入が上がるということでございますので、これは経営の少しでも省力化ということもございます。

そして、協定防除によって防除回数についても回数が3回くらいになっておりますので、こういうことについても皆さんの省力化を図られているというふうに考えております。瑞穂市の、例えば旧の巢南のほうは、ほとんどヘリコプターで防除をしております。小さいラジコンのヘリコプターでやっておりますし、旧の穂積町の市街化区域については当然動噴でやっておりますので、こういうことについても当然コストがかかってきます。こういうものについても少しでも省力化という形でやっておりますが、なかなかそういう防除にしても手間もかかりますし、苦情も当然発生してきていますので、こういうことも含めて生産者の努力は大変なものだと思っておりますので、今後とも、今回担い手の関係でも予算計上をさせていただきましたが、新規就労者の開発とか担い手の拡大、あと集落営農も含めて、例えば地域で組合を組織して、個人で農業機械を持ったりなんかしなくてもいいように、コストの縮減等も考えたような農政にこれからも移行していくのではないかなあというふうに考えております。

以前の議会のときにもありましたが、かなり日本の米と外国の米では値段に差がございます。こういうものも含めまして、一層の努力が必要ではないかなというふうに考えておりますが、今現在としては、当然農家軒数については減少の傾向にございますので、こういうものの歯どめについても商工農政としては努力をしていく必要があるのではないかなというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。いずれにしても、肥培管理については生産者の努力という形になるかと思えます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 瑞穂市は農業面積が少なくて立地条件がいいわけですよ。その中で、日本はいわゆる国際貿易、TPPはどうしてもやめたほうがええと、参加せんほうがいいと農林業関係は言っておりますけども、これは資源がない国でありますから貿易立国でやらなきゃならんと。だからこれは必須の条件なんですね。しかし、農業者を破滅に追い込むようなことでは、主たる主食は米なんですよ。だから米をつくって、生産性を高めて、それから農業従事者の十分生活向上に役立てるといふ振興策を行政はとらなあかんのですよ。だからそういう意味において、米は、よう新聞紙上で言われておりますけれども、日本は非常においしくていいお米がとれるんだと。だから輸出してもそれは十分対抗できるはずやと。それから、それでいかんもんなら米を加工して、いわゆる商品価値を上げて、それから所得水準を高めるという方法もあるわけですから、だから米をとらなくてもいいということではないと思うんですよ。農業補助金を出すということは、米を少しでもとっていただくように、品質のよい米をとっていただくような施策のためにやっておるのに、米をとらなくてもええということなら、これはば

らまきなんですよ。だから、私はばらまき政策のお金を出すようなことはしちやいかんということをお願いしたいんですが、そうじゃないと思うもんですから、それをしっかりと、ただ補助金を出しておればあとは追跡はやらないと、任せてあるでそれでええということならばまきなんですよ、はっきり言ったら。多くの不特定多数の方から税金をいただいておりますから、だから農業従事者がしっかり生活をやれるような補助金の出し方をするためには、所期の目的に沿った作付をなさり、はたまた十分それを管理されているかどうか検査する必要があるんですよ。だから、任せたら任せたでええというようなことなら、それはばらまきなんですよ、その辺を私は見ておるわけですが、部長、どうですか。御答弁いただきたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 先ほどからも申しておりますように、皆さん、やはりお米づくりについては、特に山田議員は水稻の話をされましたので、米づくりについては日本の主食でございますので、努力をしてみえるというふうに考えておりますし、時期的に、例えば畦畔の除草とか、いろんなこともございます。この暑い時期でございますので、ちょっとおくれたりなんかしていることもございますし、今、当然農薬もクリーン農業ということで回数も減ってきておりますので、労力をかける必要がありますが、こういうことにつきましても、除草剤のいいものも出ておりますので、こういうものを利用して、一生懸命私のほうとしてはやってみえるというふうに理解をしておりますし、今後とも、特に耕作放棄地等のところにつきましては、農業委員会とも協力をしながら一生懸命努力をしていきたいと思っておりますし、少しでも反収を上げていただきたいというふうに考えております。

反収につきましても、前にもちょっとお話をしたかと思いますが、かなり土壌によっても違いますので、どうしても砂利のところ、西のほうは反収も少のうございますし、つくりにくい。それから、当然南のほうにつきましても、用排兼用ですので肥培管理も割合楽なんですね。用水の、例えば水入れとか何かも当然する必要がないということもございますので、そういう作付、水稻の栽培方法もちょっと違いますので、条件もいろいろ瑞穂市の中でもいろんな条件があるかと思いますが、少しでも皆さんが農業として経営が成り立つような形でやっていただきたいと思っております。

ただ現在なかなか、また一度調べておきたいと思っておりますが、農地の利用集積、こういうものも当然年々ふえてきております。利用集積というのは貸し借りですね。農地の貸し借りがどんどんふえてきています。それだけ農業者離れが、先ほど言いましたように農家軒数も減っておりますので、農業離れに拍車がかかっているのではないかと思います。最終的には集約的な農業に移行していくのではないかなあという、個人だけやなしに集約した農業、コストを少しでも下げるために集約的な農業がふえてくるのではないかというふうに考えておりますし、他の市町では集落営農組合が立ち上がりつつあります。こういうものに移行していくところもご

ございますので、ほかりっぱなしということではございませんので、御理解をいただきたいというふうに思います。

当然ほかりっぱなしで収量が減れば、農家の収入が減るということでございますので、各農家努力をしてみえるというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 山田隆義君。

9番（山田隆義君） 答弁を、私は十分納得できませんけれども、きょうは一般質問じゃございませんので、この事案は総務でやる事案でございますけれども、所轄の部分については産業建設委員会の部分でございますので、ぜひとも稲作の作付状況をこの委員会の中で、次回の中で所轄の産業建設委員会で現地を視察していただいて、私の質問等も含めて、賢明なる御判断をしていただくためのお尋ねをしたわけでございますから、この辺で終わります。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第10 議案第54号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第10、議案第54号平成23年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第11 議案第55号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第11、議案第55号平成23年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第12 議案第56号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第12、議案第56号平成23年度瑞穂市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議案第57号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第57号平成23年度瑞穂市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議案第58号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第14、議案第58号平成23年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第15 議案第59号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第15、議案第59号平成23年度瑞穂市水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第16 議案第60号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第16、議案第60号平成24年度瑞穂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第17 議案第61号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第17、議案第61号平成24年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第18 議案第62号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第18、議案第62号平成24年度瑞穂市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第19 議案第63号について（質疑）

議長（藤橋礼治君） 日程第19、議案第63号平成24年度瑞穂市学校給食事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第20 議案第64号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第20、議案第64号平成24年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算

(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第21 議案第65号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第21、議案第65号平成24年度瑞穂市農業集落排水事業特別会計補正
予算(第1号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第22 議案第66号について(質疑)

議長(藤橋礼治君) 日程第22、議案第66号平成24年度瑞穂市水道事業会計補正予算(第1
号)を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長(藤橋礼治君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第45号から議案第66号までは、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付した議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ありがとうございました。

散会 午前11時18分